

事務局提出資料(消費者行政) 資料

「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

参考2

<p>政策目標1 相談体制の空白地域解消</p> <p>1-1 相談窓口未設置の自治体を解消</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年4月1日】</p> <p><未設置地方公共団体></p> <p>0市町村 → 0市町村</p>
<p>政策目標2 相談体制の質の向上</p> <p>2-1 消費生活センター設立促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口5万人以上の全市町 ・人口5万人未満の市町村の50%以上 <p>【消費生活相談員】</p> <p>2-2 管内自治体の50%以上に配置</p> <p>2-3 資格保有率を75%以上に引上げ</p> <p>2-4 研修参加率を100%に引上げ(各年度)</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年4月1日】</p> <p><達成都道府県(設置・配置市町村数、資格保有者数等)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・30道府県 → 35都道府県 (507市区町 → 517市区町) ・20道府県 → 21道府県 (533市町村 → 587市町村) ・41都道府県 → 43都道府県 (1,404市区町村 → 1,452市区町村) ・24都道府県 → 26都道府県 (2,703人 → 2,797人) ・9県 → 11県 (平均参加率: 90.9% → 91.8%)
<p>政策目標3 適格消費者団体の空白地域解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック (東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年9月末】</p> <p><適格消費者団体数></p> <p>14団体 → 19団体 (全ブロックで設置済)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」(平成29年4月25日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ」(平成29年5月15日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会」(平成30年2月5日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人えひめ消費者ネット」(平成30年6月19日認定)</p> <p>「特定非営利活動法人消費者支援かながわ」(平成30年8月3日認定)</p>
<p>政策目標4 消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定 消費者教育推進地域協議会の設置 (全都道府県・政令市)</p>	<p>【2017年4月1日 → 2018年9月末】</p> <p><推進計画の策定></p> <p>46都道府県・15政令市 → 47都道府県・18政令市</p> <p><推進地域協議会の設置></p> <p>45都道府県・17政令市 → 47都道府県・18政令市</p>
<p>政策目標5 「見守りネットワーク」の構築</p> <p>5-1 消費者安全確保地域協議会の設置 (人口5万人以上の全市町)</p>	<p>【2017年3月末 → 2019年4月末】</p> <p><人口5万人以上の設置地方公共団体></p> <p>24市区町 → 104市区町 (人口5万人以上の全市町で設置済: 2県(徳島県、兵庫県))</p>